

公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会  
登録基準細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第3条に基づき、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

第3条（基本基準の適用範囲）

基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

| 基本基準           |                           | 必ず満たすべき運用ルール                                                                                                                                                                                 |
|----------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分類             | 個別基準                      |                                                                                                                                                                                              |
| (1) 活動実態に関する基準 | ①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。 | ・ 定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。                                                                                                                                                                  |
|                | ②多世代（複数世代）を対象としている。       | ・ 次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。<br>（世代区分）<br>A) 未就学児<br>B) 小学生<br>C) 中学生<br>D) 高校生（～18歳）<br>E) ～29歳<br>F) ～39歳<br>G) ～49歳<br>H) ～59歳<br>I) ～69歳<br>J) 70歳～                                     |
|                | ③適切なスポーツ指導者を配置している。       | ・ クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。<br>・ 定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3 |
|                | ④安全管理体制を整備している。           | ・ 緊急連絡体制を整備している。※4                                                                                                                                                                           |

| 基本基準            |                                         | 必ず満たすべき運用ルール                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分類              | 個別基準                                    |                                                                                                                                                                                                              |
| (2) 運営形態に関する基準  | ⑤地域住民が主体的に運営している。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である）。</li> <li>・非営利組織である。※7</li> </ul> |
| (3) ガバナンスに関する基準 | ⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 | ・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。                                                                                                                                                                              |
|                 | ⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。       | ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。                                                                                                                                                      |

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：規約・会則・定款等を指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

#### 第4条（県協議会独自基準）

下記の関係機関との連携を図り、地域におけるスポーツ活動の活性化に寄与している。または寄与する見込みがある。

①関係機関：おおいた広域スポーツセンター、市町村

#### 第5条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

附則2 本細則は、令和7年5月26日から第3条及び第4条の一部を次のように改定する。

「第3条（1）③ クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3」を、「クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。」

「第4条 下記の関係機関並びに県協議会協力団体との連携を図り、地域におけるスポーツ活動の活性化に寄与している。または寄与する見込みがある。①関係機関：おおいた広域スポーツセンター、市町村 ②協力団体：S Cおおいたネットワーク」を、「下記の関係機関との連携を図り、地域におけるスポーツ活動の活性化に寄与している。または寄与する見込みがある。①関係機関：おおいた広域スポーツセンター、市町村」に改める。